

## 安城市スマートハウス普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通して温室効果ガスの削減を図るとともに、自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与することを目的に交付する安城市スマートハウス普及促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の住宅に新たに次条に規定する補助対象システムを設置する者（以下「設置者」という。）又は当該システムを設置する市内の住宅（以下「補助対象システム付建売住宅」という。）を自らが居住する目的で購入する者（以下「購入者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条に規定する実績報告書の提出時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有していない者

2 借用して居住する住宅に補助対象システムを設置しようとする者は、補助対象システムを設置することについて、当該住宅の所有者の承諾を得なければならない。

(補助対象システム)

第3条 補助金の対象となるシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるシステムであって、第7条の規定による通知の日以後において、設置に係る工事に着手し、又は補助対象システム付建売住宅の引渡しを受けるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システムであって、次のいずれの要件にも該当するもの

- ア 発電した電力について設置者又は購入者がその居住する住宅で使用する目的で設置するもので、かつ、電気事業者と契約（余剰電力に関してするものに限る。）を締結するもの
- イ 住宅の屋根等への設置に適したものであり、かつ、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの
- ウ 太陽電池モジュールの最大出力値が10キロワット未満であるもの
- エ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの
- オ 設置前において使用に供されていないもの
- カ 補助金の交付を申請する時点において、次のいずれかに該当するもの
  - （ア）第3号及び第5号に掲げる補助対象システムを同時に設置するもの
  - （イ）第4号及び第5号に掲げる補助対象システムを同時に設置するもの
- （2）家庭用燃料電池システムであって、次のいずれの要件にも該当するもの
  - ア 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「県補助金」という。）の交付の対象として指定されたもの
  - イ 設置前において使用に供されていないもの
- （3）家庭用リチウムイオン蓄電池システムであって、次のいずれの要件にも該当するもの
  - ア 県補助金の交付の対象として指定されたもの
  - イ 設置前において使用に供されていないもの
- （4）住宅用次世代自動車充給電システムであって、次のア及びイに該当し、かつ、ウ又はエに該当するもの
  - ア 県補助金の交付の対象として指定されたもの
  - イ 設置前において使用に供されていないもの
  - ウ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの
  - エ 燃料電池自動車から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの
- （5）家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）であって、次のいずれの要件にも該当するもの
  - ア 県補助金の交付の対象として指定されたもの
  - イ 設置前において使用に供されていないもの

2 補助金の交付は、世帯ごとに行うものとし、同一の補助対象システムに対しては、同一年度内において1回に限るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象システムごとに当該各号に定める額(千円未満の端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの出力値の合計(単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨てたものとする。)に2万円を乗じて得た額とする。ただし、当該補助対象システムの購入及び設置に要した費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)又は8万円のいずれか低い額を限度とする。
- (2) 家庭用燃料電池システム 当該補助対象システムの購入及び設置に要した費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)のうち、次の表に掲げるものの合計額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、10万円を限度とする。

家庭用燃料電池システム 補助対象経費	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等)、配線(配線器具を含む。)又は配管(配管器具を含む。)の購入及び設置(付随する工事を含む。)に要する費用
-----------------------	---

- (3) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム 当該補助対象システムの購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)のうち、次の表に掲げるものの合計額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、10万円を限度とする。

家庭用リチウムイオン蓄電池システム補助対象経費	リチウムイオン蓄電池、電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)で構成されるシステムの購入及び設置に要する費用
-------------------------	---

- (4) 住宅用次世代自動車充給電システム 当該補助対象システムの購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の合計額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、5万円を限度とする。
- (5) HEMS 当該補助対象システムの購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)のうち、次の表に掲げるものの合計額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、1万円を限度とする。

HEMS 補助対象経費	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線（配線器具を含む。）の購入及び設置（付随する工事を含む。）に要する費用
-------------	---

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助対象システムに係る設置工事に着手する予定日の15日前までに、安城市スマートハウス普及促進補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）システム設置概要書（様式第2）
- （2）補助対象システムの設置予定場所の案内図
- （3）交付申請書の提出日前2か月以内に発行された市税を滞納していないことを証明する書類（交付申請書の提出時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。また、複数の補助対象システムを設置し、同時に申請を行う場合、重複分については当該書類の写しの提出に代えることができる。）
- （4）工事請負契約書（契約書がない場合は見積書）の写し
- （5）所有者の承諾書（借用する住宅に補助対象システムを設置する場合に限る。）
- （6）その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする購入者は、補助対象システム付建売住宅の引渡し予定日の15日前までに交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）前項第1号から第3号までに掲げる書類
- （2）補助対象システム付建売住宅の売買契約書の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

（交付申請書の受付）

第6条 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止するものとする。ただし、受付の停止以後においても、補欠受付を先着順に補欠番号を付して行い、既に交付申請書を受け付けた者（以下「申請者」という。）の交付申請書の取下げ又は補助金の不交付の発生に応じて、補欠として番号順に交付申請書を受け付けるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、安城市スマートハウス普及促進補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に定める日までに、安城市スマートハウス普及促進補助金実績報告書（様式第4。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる補助対象システムの区分に応じ、当該各号に定める書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる書類

ア 補助対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し

イ 実績報告書の提出日前2か月以内に発行された住民票の写し（複数の補助対象システムを設置し、同時に申請を行う場合は、重複分のみ当該書類の写しの提出に代えることができる。）

ウ 実績報告書の提出日前2か月以内に発行された市税を滞納していないことを証明する書類（交付申請書の提出時に当該書類を添付した者を除く。また、複数の補助対象システムを設置し、同時に申請を行う場合は、重複分のみ当該書類の写しの提出に代えることができる。）

エ 電気事業者が発行する系統連系日が確認できる書類の写し

オ 補助対象システムのカラー写真（システム設置住宅等の全景及び太陽電池モジュール枚数が確認できるもの）

カ 出力対比表の写し（製造者又は製造者を代行できる業者が発行したもの）

(2) 家庭用燃料電池システム 次に掲げる書類

ア 前号アからウまでに掲げる書類

イ 領収金額内訳書（様式第5）

ウ 補助対象システムのカラー写真（燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体、燃料電池ユニット本体及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式並びに製造番号が確認できるもの）

エ 補助対象システムの保証書の写し（保証開始日が分かるもの）

(3) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム 次に掲げる書類

ア 第1号アからウまでに掲げる書類

- イ 領収金額内訳書
  - ウ 補助対象システムのカラー写真（システム本体、システム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
  - エ 補助対象システムの保証書の写し（保証開始日が分かるもの）
- (4) 住宅用次世代自動車充電システム 次に掲げる書類
- ア 第1号アからウまでに掲げる書類
  - イ 領収金額内訳書
  - ウ 補助対象システムのカラー写真（システム本体、システム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
  - エ 補助対象システムの保証書の写し（保証開始日が分かるもの）
- (5) HEMS 次に掲げる書類
- ア 第1号アからウまでに掲げる書類
  - イ 領収金額内訳書
  - ウ 補助対象システムのカラー写真（モニターが起動している状態が確認できるもの）
  - エ 補助対象システムの型式、製造番号及び保証開始日が分かるものの写し（補助金の交付）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による実績報告後、速やかに安城市スマートハウス普及促進補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（計画変更）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後において次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに安城市スマートハウス普及促進補助金計画変更承認申請書（様式第7。以下「変更承認申請書」という。）及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) システム設置概要書に記載された出力値又は購入・設置費用に変更があったとき。ただし、太陽光発電システムについては、出力値に変更があったときに限る。
- (2) 補助対象システムの設置又は補助対象システム付建売住宅の購入を中止するとき。

2 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、計画の変更を承認する場合は、安城市スマートハウス普及

促進補助金計画変更承認通知書（様式第8）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、安城市スマートハウス普及促進補助金取消通知書（様式第9）により、交付決定者に通知するものとする。

- （1） 交付決定後、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3） 交付決定者が第10条の規定に該当した場合において、相当の期間変更承認申請書を提出しなかったとき。
- （4） 交付決定者が、第8条に規定する市長が別に定める日までに実績報告書を提出しなかったとき。
- （5） その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、返還請求をする日から起算して30日以内にその全額を返還するよう命じるものとする。

（他の補助金等との関係）

第13条 この補助金は、県その他の団体が交付する補助対象システムに係る補助金等の受給を妨げない。

（地位の承継）

第14条 交付決定者が死亡等やむを得ない理由により、市内に居住することができなくなった場合において、交付決定者の承継人が交付決定の内容で、補助金の交付を受ける意思を有するときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。